

名高裁総第 602 号

令和 6 年 7 月 29 日

弁護士 山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

4 月 22 日付け（同月 25 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 名古屋高裁の裁判事務の分配等に関する申合せ集（現在有効なもの）
- (2) 名古屋高裁民事部の破棄判決又は破棄決定の原審への送付に関する文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1 の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課 電話 052 (203) 0198